

1. 学校のボランティアの障害保険については、PTA互助会で保険を掛けているが、補償額が足りないと思われる。掛金に対して、補助金をお願いできないか。

○回答

PTAの皆様には、日頃から児童生徒の登下校時の見守りや学校美化作業など学校のボランティア活動を実施していただきありがとうございます。

学校ボランティア活動における傷害保険は、PTAや地域のシニアクラブなどの団体が、その活動の内容に応じて団体の判断で各種の保険に加入しております。小学校の見守りボランティアでは、スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入されている学校や全国社会福祉協議会のボランティア保険に加入されている学校があります。また、地域のシニアクラブの方が活動されている学校では、シニアクラブ自身が保険に加入している例もあります。

このように、ボランティア活動では、各団体が個々に傷害保険に加入しており、その内容についてもそれぞれが判断されているところです。また、掛金についても、ボランティア活動の性質上、これを補助することはなじまないと考えております。

2. プール開放時の監視を保護者が行っているが、万一、事故が発生した場合は、その責任問題など対応が憂慮される。監視員を町で雇用していただきたい。

○回答

夏季休業中の各小学校のプールの開放については、体育館やグラウンドの貸出しと同様、PTAの申請により使用許可を行っており、プール監視員の雇用や万一の事故の発生等の対応についても、体育館やグラウンドを利用する場合と同様、PTAの責任の下、施設を利用させていただいております。

したがって、今後も小学校のプール開放を行う場合には、監視員の雇用や費用負担等については、PTAにおいて検討していただくようお願いいたします。

3. コミセンなどの予約を行うには、現状、平日の午後5時までに直接出向く必要があるが、インターネットでの予約ができるようにしていただきたい。

○回答

日頃から社会教育施設をご利用いただきありがとうございます。

ご指摘の北部コミセンなどの社会教育施設のうち、時津公民館とB&G時津

海洋センター以外の施設では、平日の午後5時以降と土・日・祝祭日には管理人のみの勤務となっており、施設長による使用許可ができないため、利用申込みを平日の午後5時までとさせていただいております。

インターネットでの予約についてですが、本町では社会教育施設及び社会体育施設の利用申込みについては、全て利用料金を前納していただくこととなっているため社会教育課や各施設において直接申し込む仕組みとなっております。

また、本町では、文化・スポーツなどに関する活動を自主的に行っている団体に対し、各施設を定期的な活動の場所として担保するために定期使用団体登録制度を設け、施設の貸出を行っております。この制度により、各団体との連絡調整が円滑に行われ、適切な施設の貸出が図られていると考えております。以上のことから、インターネットによる予約システムでは、現在の施設の貸出方法がうまく運用できないと判断しております。

4. 学校の樹木剪定や草刈りなど、PTAやボランティア団体で行っているところがあるが、町直営で行っていただきたい。

○回答

これまで、PTA及び地域の方々には、地域の学校環境整備のため自主的に樹木剪定等をしていただいております、大変感謝しております。

現在、急傾斜地や高所で危険を伴うような所については、教育委員会において樹木剪定等を行っているところですが、その他にも樹木剪定等が困難な場合には、学校を通じてご相談いただければ、こちらでも検討したいと考えております。